

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月14日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第15号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年富山県人事委員会規則第237号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則（次項において「新規則」という。）第2条第1項第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

(人委・職員課)

給料に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月14日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第16号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号）の一部を次のように改正する。

第41条の見出し中「短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第4条の2」を「第4条第9項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の給料に関する規則第41条第1号の規定を適用する。

（人委・職員課）

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月14日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第17号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 266号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号ア中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3の規定により勤務した後」を「第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月14日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第18号

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 268号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び附則第3項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職

員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の時間外勤務手当等に関する規則の規定を適用する。

（人委・職員課）

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月14日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第19号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「短時間勤務職員（条例第3条第2項に規定する短時間勤務職員）」を「定年前再任用短時間勤務職員（県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第2条第3項に規定する職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する職員）」に、「以下」を「次号及び第5条において」に、「もの」を「者」に改め、同条第3号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に、「もの」を「者」に改める。

第5条中「又は短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第24条各号列記以外の部分中「再任用職員（条例第4条第9項に規定する再任用職員をいう。次条において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条各号列記以外の部分中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第3条及び第5条の規定を適用する。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対する勤勉手当の適用については、この規則による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する規則に定める再任用職員の例による。

(人委・職員課)